

# 令和元年度 第1回 野田市公契約審議会

○日 時 令和元年12月19日(木)

午後3時30分から

○場 所 市役所高層棟4階 庁議室

## 次 第

1 開 会

2 市長挨拶

3 委員及び事務局紹介

4 議 事

(1) 会長の選出について

(2) 会長職務代理者の指名について

(3) 平成30年度の野田市公契約条例の運用状況について(報告)

① 適用件数及び適用労働者数

② 工事に係る賃金の支払状況

③ 継続中の長期継続契約及び指定管理協定の対応状況

④ 賃金条項型の公契約条例の制定状況

(4) 令和元年度の最低賃金を踏まえた最低額について

(5) 今後の課題について

5 その他

6 閉 会

# I 平成 30 年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

## 1 適用件数及び適用労働者数

### (1) 適用件数

平成 30 年度に賃金の支払いがあった契約等の件数は、工事請負契約 20 件、業務委託契約 22 件、指定管理協定 37 件の合計 79 件となっている。

□表1 公契約条例の適用件数

（単位：件）

区分 / 年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
工事請負契約	市	条例適用	2	3	19	21	22	21	26	24	13
		第15条適用（賃金評価）	6	5	1	3	5	適用外			
	水道事業	条例適用	適用外				3	8	8	11	7
		第15条適用（賃金評価）	適用外				1	適用外			
業務委託契約	市	1千万円以上	16	16	17	21	21	21	19	19	18
		(1)施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約	9	7	7	7	6	6	6	6	6
		(2)施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	3	3	3	2	3	3	3	3	2
		(3)施設の清掃に関する契約	4	3	3	3	3	3	2	2	2
		(4)施設の電話交換、受付及び案内に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1
		(5)施設の警備及び駐車場の整理に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1
		(6)野田市文化会館の舞台の設備及び機器の運転に関する契約	(1)に区分	1	1	1	1	1	指定管理へ移行		
		(7)不燃物の処理施設の設備及び機器の運転その他の管理に関する契約	適用外		1	1	1	1	1	1	1
		(8)学校給食の調理及び運搬に関する契約	適用外			5	5	5	5	5	5
		1千万円未満で市長が特別に定める契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	2
	水道事業	適用外		試行					2	2	
指定管理協定	条例適用	適用外			4	15	21	23	36	37	
	第15条適用（賃金評価）	3	5	20	20	18	14	14	1	0	
年度別合計		27	30	58	70	86	86	91	94	79	

## (2) 適用労働者数

平成 30 年度に賃金の支払いを受けた労働者数は、工事請負契約 330 人、業務委託契約 501 人、指定管理協定 686 人の合計 1,517 人となっている。

従事者が多い大規模な建築一式工事の発注が減少したため、工事の適用労働者数が減少した。

□表2 公契約条例の適用労働者数

(単位：人)

区分／年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
工 事	208	587	1,389	1,146	1,089	856	792	712	330
業 務 委 託	221	198	275	508	502	498	468	541	501
指 定 管 理	56	161	404	478	580	629	699	694	686
合 計	485	946	2,068	2,132	2,171	1,983	1,959	1,947	1,517

## 2 工事に係る賃金の支払状況

平成 30 年度の公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）が適用される工事を対象に賃金の支払状況を確認した。

### (1) 対象の工事

次の工事に従事した 193 人の労働者を対象にした。

種 別	件 名	担当課	人 数
土木一式	蕃昌宮前排水整備工事（8工区）	管理課	31人
建築一式	野田市立木間ヶ瀬中学校屋内運動場改修工事	営繕課	28人
機械器具設置	清掃工場1号炉ろ過式集塵装置修繕及び2号炉ろ過式集塵装置ろ布交換工事	清掃第一課	18人
機械器具設置	清掃工場機械修繕及び急速ろ過塔修繕工事	清掃第一課	49人
土木一式	南部1号幹線函渠築造工事（その1）	下水道課	16人
土木一式	枝線管渠布設工事（30-6工区）	下水道課	14人
機械器具設置	出洲排水機場2号排水ポンプ吐出弁整備補修工事	農政課	4人
土木一式	五駄沼1号幹線管渠築造工事（4工区）	下水道課	26人
土木一式	準用河川改修工事	管理課	7人
適用者数			193人

### (2) 調査の結果

#### ① 工事全体

労務単価の 85%以上 90%未満の支払率は、全体の労働者の半数に近い 50.26%となっており、29年度と比較して 1.84%上昇した。

労務単価から見た支払いの割合	人 数	率（29年度との比較）
85%以上 90%未満	97人	50.26%（+1.84%）
90%以上 100%未満	34人	17.62%（-5.91%）
100%以上	62人	32.12%（+4.07%）

## ② 工事の種別ごと

※( )内は 29 年度との比較

### ア 土木一式【5ページ 表3参照】

対象工事 5 件において 94 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 49%（-5%）、90%以上 100%未満が 17%（±0%）、100%以上が 34%（+5%）となっている。

職種では、特殊運転士、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役及び交通誘導員 B が全て 85%以上 90%未満である。

### イ 建築一式【6ページ 表4参照】

対象工事 1 件において 28 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 64%（+17%）、90%以上 100%未満が 18%（-10%）、100%以上が 18%（-7%）となっている。

職種では、とび工、電工、塗装工、板金工が全て 85%以上 90%未満である。

### ウ その他（機械器具設置）【7ページ 表5参照】

対象工事 3 件において 71 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 47%（+27%）、90%以上 100%未満が 18%（-22%）、100%以上が 35%（-5%）となっている。

職種では、電工が全て 85%以上 90%未満である。

□表3 土木一式

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
特殊作業員	3 人	3%	85%以上 90%未満	1 人	33%
			90%以上 100%未満	1 人	33%
			100%以上	1 人	33%
普通作業員	41 人	44%	85%以上 90%未満	15 人	37%
			90%以上 100%未満	8 人	19%
			100%以上	18 人	44%
軽作業員	20 人	21%	85%以上 90%未満	1 人	5%
			90%以上 100%未満	7 人	35%
			100%以上	12 人	60%
特殊運転士	1 人	1%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
トンネル 特殊工	1 人	1%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
トンネル 作業員	1 人	1%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
トンネル 世話役	1 人	1%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	2 人	2%	85%以上 90%未満	1 人	50%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	50%
交通誘導員 B	24 人	26%	85%以上 90%未満	24 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	94 人	100%	85%以上 90%未満	46 人	49%
			90%以上 100%未満	16 人	17%
			100%以上	32 人	34%

□表4 建築一式

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
普通作業員	17 人	60%	85%以上 90%未満	12 人	71%
			90%以上 100%未満	5 人	29%
			100%以上	0 人	0%
とび工	1 人	4%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
電工	1 人	4%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
塗装工	1 人	4%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
板金工	3 人	10%	85%以上 90%未満	3 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
内装工	5 人	18%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	5 人	100%
合 計	28 人	100%	85%以上 90%未満	18 人	64%
			90%以上 100%未満	5 人	18%
			100%以上	5 人	18%

□表5 その他(機械器具設置)

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
普通作業員	29 人	41%	85%以上 90%未満	20 人	69%
			90%以上 100%未満	9 人	31%
			100%以上	0 人	0%
軽作業員	34 人	48%	85%以上 90%未満	10 人	29%
			90%以上 100%未満	1 人	3%
			100%以上	23 人	68%
電 工	2 人	3%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
機械工	4 人	5%	85%以上 90%未満	1 人	25%
			90%以上 100%未満	1 人	25%
			100%以上	2 人	50%
機械設備	2 人	3%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	2 人	100%
			100%以上	0 人	0%
合 計	71 人	100%	85%以上 90%未満	33 人	47%
			90%以上 100%未満	13 人	18%
			100%以上	25 人	35%



### 3 継続中の業務委託契約（長期継続契約）及び指定管理協定の対応状況

施設の清掃業務等の職種において、平成 31 年度の最低額を引き上げなかった場合、最低賃金の適用が予測された業務委託契約（長期継続契約）及び指定管理協定のうち、契約・指定期間中の最低額変更が仕様書に明記されていない 18 件（業務委託契約 5 件、指定管理協定 13 件（22 施設））について事業者等と協議を進めた。

その結果、事業者等との合意が図られた 16 件は、前年度の最低額に最低賃金の上昇率を乗じて得た額を、31 年度の最低額として適用した。

なお、他の職場への影響や給与バランスを懸念する 2 件については適用を見送った。

#### 《参考》

##### ○ 新たに協定を締結した指定管理協定等での対応

平成 31 年 1 月以降に指定管理協定を締結した 8 件（11 施設）については、基本協定書の仕様書において「当該年度の最低額を次年度の予測最低賃金と比較して 10 円を割り込んだ場合は、当該年度の最低額に当該年度の最低賃金の前年度からの上昇率を乗じて得た額を最低額とする」旨を記載して対応した。

なお、31 年度に長期継続契約の対象となる業務委託契約は締結していない。

#### 4 賃金条項型の公契約条例の制定状況

本市の公契約条例と同様に、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している賃金条項型の条例を施行している自治体は、昨年度の第1回審議会において、本市を含めて21団体あることを報告したが、本年2月1日（労働報酬下限額の審議及び公契約審議会に係る規定は平成30年9月27日）に愛知県豊川市が、10月1日に東京都新宿区が新たに条例を施行し、23団体となった。

□表6 豊川市と新宿区が制定した条例の内容

区分／自治体		豊川市	新宿区
公 布 日		平成30年9月27日	令和元年6月21日
施 行 日		平成30年9月27日 平成31年2月1日	令和元年10月1日
適用範囲	工 事	予定価格1億円以上	予定価格2,000万円以上
	業務委託	予定価格1,000万円以上 ・庁舎清掃 ・草刈 ・樹木管理 ・庁舎受付 ・給食調理 ※職種別賃金の設定無し	予定価格1,000万円以上 ※職種別賃金の設定無し
	指定管理	上限額が1,000万円以上の 公募によるもの ※職種別賃金の設定無し	全て ※職種別賃金の設定無し

両自治体において、工事、業務委託、指定管理で適用されているが、業務委託・指定管理協定において職種別賃金は採用されていない。



## 2 令和元年度の地域別最低賃金の状況

千葉県最低賃金と全国加重平均の令和元年度の状況と5年間の推移については、表9のとおりである。

### (1) 千葉県の最低賃金

元年10月1日に千葉県の最低賃金が発効され923円（30年度895円）となり、額にして28円、率にして3.13%の上昇となった。

### (2) 全国加重平均

元年度の全国加重平均は、901円（30年度874円）となり、額にして27円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げとなった。

なお、引上げ率では、3.09%となっており、今後、3%ずつ上昇した場合、令和5年10月に全国加重平均が1,000円に到達する見込みである。

最高額（東京都1,013円）と最低額（鹿児島県他790円）の比率は78%、また、引上げ額の最高（29円）と最低（26円）の差は、3円となった。

□表9 千葉県の最低賃金と全国加重平均の推移

内容 / 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
千葉県の最低賃金	817円	842円	868円	895円	923円
同 上昇額	—	25円	26円	27円	28円
同 上昇率	—	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%
全国加重平均	798円	823円	848円	874円	901円
同 上昇額	—	25円	25円	26円	27円
同 上昇率	—	3.13%	3.04%	3.07%	3.09%

## 3 令和2年度の最低額の考え方

### (1) 想定し得る条件

#### ① 最低賃金の上昇率と期間

平成 27 年度に国の掲げた目標のとおり、上昇率は、全国加重平均及び千葉県ともに、28 年度から 3 % 台で推移しており、今後も毎年度 3 % ずつ上昇すると考え、全国加重平均が 1,000 円に到達する時期を令和 5 年度に想定した。

## ② 最低賃金の上昇率を反映する条件

31 年度の最低額を設定するに当たり、市職員の給与を勘案する職種のうち 30 年度の最低額が 1,000 円までの職種に最低賃金の上昇率を反映させたことから、これを踏襲した。

## (2) 予測が困難なもの

最低賃金が国の目標どおりに推移する中、市職員の給与を始めとして、法人の給与などのその他の基準については、今後の動向が不透明であることから予測困難とした。

## (3) 2 年度の最低額の考え方

想定し得る条件の下で、最低賃金と最低額の比較を表 10 で示した。

2 年度以降も施設の清掃業務等の最低額について、引き続き最低賃金の上昇率に合わせ 3 % ずつ上昇させていった場合には、上昇率が下回るほかの職種とのバランスが懸念されている。

しかしながら、全ての職種の最低額について 3 % 上昇させた場合の令和 2 年度の改定による新たな財政負担は 1,300 万円程度が見込まれ、また、年 3 % ずつの上昇による事業者等の給与体系への影響が懸念されることから、採用は困難な状況にある。

このことから、2 年度の最低額については、元年度の法定最低賃金を踏まえるなどして、次のように対応したいと考える。

## 令和2年度の最低額

### 1 最低額に最低賃金の上昇率を反映する職種

#### (1) 継続する職種

市職員の給与を勘案している 1,000 円以下の職種に限定して、30 年度から元年度への最低賃金の上昇率（3.13%）を2年度の最低額に反映させた。

職 種 / 年 度	31 年度	反映上昇率	2 年度
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	948 円	3.13%	978 円

#### (2) 継続しない職種

事務員、コンピュータ指導員等については、31 年度の最低額を設定するに当たっては、最低賃金の上昇率を反映させていたが、その 31 年度の最低額は、1,030 円に達したことから、当該職種の 2 年度の最低額の設定に当たっては、最低賃金の上昇率の算定年度に合わせて、市職員の当該職種の 30 年度から元年度への給与（時給換算後）の上昇率 1.22%を反映した。

30 年度に 1,031 円に達した給食配送員、運転士についても同様に、30 年度から元年度への給与（時給換算後）の上昇率 1.08%を反映した。

職 種 / 年 度	31 年度	反映上昇率	2 年度
事務員、コンピュータ指導員等	1,030 円	1.22%	(1,043 円)
給食配送員、運転士	1,039 円	1.08%	(1,051 円)

\* ( ) は、一般職の職員の給与に関する条例が改正された場合の給料表により算出

### 2 介護職員等の職種

#### (1) 最低額の基準

31 年度の最低額は、30 年度の最低額（938 円）では、施設の清掃業務等の 31 年度の最低額（948 円）に逆転されてしまうことから、最低額の

基準としている野田みどり会とも協議し、31年度の最低額を955円に上昇させた。

**(2) 2年度の最低額**

2年度の最低額は、31年度の最低額（955円）では、施設の清掃業務等の2年度の最低額（978円）に逆転されてしまうことから、30年度から元年度への最低賃金の上昇率（3.13%）を反映させた。

職 種 / 年 度	31 年度	2 年度	上昇率
介護職員、生活支援員 等	955 円	985 円	3.13%

**3 実際の賃金水準を勘案する職種**

**(1) 最低額の基準**

「施設の電話交換、受付及び案内業務」、「舞台機器操作業務」、「店長」の職種の最低額の基準は、実際の賃金水準を勘案することとしており、当該事業者等の賃金に基づき、最低額を設定している。

**(2) 2年度の最低額**

「施設の電話交換、受付及び案内業務」は、5年間の長期継続契約で委託しており、2年度は期間内の5年目に当たる。

「舞台機器操作業務」を含む指定管理業務は、5年間の指定期間としており、2年度は期間内の5年目に当たる。

「店長」は、30年度の指定管理者の更新時に、最低額を1,000円から1,100円に引き上げており、2年度は指定期間内の3年目に当たる。

いずれも、最低額が最低賃金を下回るおそれがないことから、引き続き2年度の最低額を次のとおり設定した。

職 種 / 年 度	31 年度	2 年度	上昇率
施設の電話交換、受付及び案内業務	1,000 円	1,000 円	0%
舞台機器操作業務	1,000 円	1,000 円	0%
店長	1,100 円	1,100 円	0%

#### 4 市職員の給与を基準とする職種

「栄養士、保育士」、「看護師、機能訓練指導員」、「学芸員、生活相談員、図書館業務従事者」、「火葬業務」、「介護支援専門員」が対象の職種となる。

本年8月の人事院勧告を反映した給料表に基づき次のとおり設定した。

職 種 / 年 度	31 年度	2 年度	上昇率
栄養士、保育士	1,074 円	(1,084 円)	0.93%
看護師、機能訓練指導員	1,124 円	(1,134 円)	0.89%
学芸員、生活相談員、図書館業務従事者	1,182 円	(1,192 円)	0.85%
火葬業務	990 円	(1,003 円)	1.31%

\* ( ) は、一般職の職員の給与に関する条例が改正された場合の給料表により算出

また、「介護支援専門員」の最低額は、市パートタイム会計年度任用職員の報酬の額を基準とし、当該報酬の額が決定され次第、設定する。

職 種 / 年 度	元年度	2 年度	上昇率
介護支援専門員	1,343 円	円	%

\*報酬の額は、12月に予定されている組合との交渉後に決定する。

#### 5 建築保全業務労務単価を基準とする職種

「施設の警備及び駐車場整理業務」や「設備の運転管理及び保守点検業務」が対象の職種となり、2年度の当該労務単価は、12月10日に国土交通省から発表された。

「施設の警備及び駐車場整理業務」は『警備員C』、「設備の運転管理及び保守点検業務」は『保全技術員補』の東京地区の単価を時給換算した80%の額で設定した。

職 種 / 年 度	31 年度	2 年度	上昇率
施設の警備及び駐車場整理業務	1,200 円	1,240 円	3.33%
設備の運転管理及び保守点検業務	1,620 円	1,660 円	2.47%



### Ⅲ 今後の課題について

最低賃金の上昇率は、全国加重平均及び千葉県ともに 28 年度から 3 % 台で推移しており、今後も毎年度 3 % ずつ上昇していくことが予想される中、令和 2 年度以降も施設の清掃業務等の最低額について、引き続き最低賃金の上昇率に合わせ 3 % ずつ上昇させていった場合には、上昇率が下回るほかの職種とのバランスが非常に懸念される場所である。

平成 30 年度第 2 回公契約審議会で、職種別の最低額についてご意見をいただいているところであるが、2 年度の最低額を設定するに当たっては、次のような課題があり、結果として 2 年度の最低額は、31 年度の最低額の設定方法を踏襲したものとなっている。

第 2 回公契約審議会では、これらの課題を踏まえ、これからの野田市公契約条例の方向性などについてご意見をいただきたいと考えている。

#### **【課題】**

- ① それぞれの業務に見合った賃金とするために職種別の賃金を採用しているが、最低賃金の上昇や職種別賃金の設定根拠としている基準によって上昇率が異なるなど、職種別賃金を導入した当初から状況が大きく変わってきており、職種間の賃金バランスが保てない状況となっている。
- ② 市職員の給与を基準とする職種のうち、最低賃金の上昇による影響を受ける可能性のあるものについて、最低賃金の上昇率を考慮して最低賃金に逆転されないように対応するとともに、長期継続契約や指定管理協定の契約途中においても、最低賃金に逆転されるおそれがある場合には、最低額を引き上げる対応をしているが、最低賃金に逆転されるおそれのない職種において最低賃金との間差額が年々縮まってきている。
- ③ 職種間のバランスを保つため、全ての職種について同じ率での引上げが考えられるが、最低賃金と同様に 3 % 上昇させた場合の令和 2 年度の改定による新たな財政負担は 1 千万円以上になることが見込まれ、3 年度以降もさらに費用負担が加算されることになる。

市の負担が過大となった場合には、他の自治体における公契約条例制定のハードルを上げることにつながり、公契約条例の全国への広がりが難し

くなる懸念がある。

- ④ 大幅な引上げは、事業者にとって、経験年数の高い職員との兼ね合いで給与バランスが崩れる、若しくは全体的に底上げをすると事業者の負担が大きくなるという懸念がある。
- ⑤ 支払賃金の確認について、事業者から下請業者の資料の取りまとめが負担になっているとの意見がある。
- ⑥ 他の条例制定自治体において職種別賃金が進まない中、本市だけ職種別賃金を高く設定することは難しい。
- ⑦ 公契約に関する法整備の早期実現のため、公契約条例が全国に広がるよう期待しているところであるが、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を定めて、その額以上の賃金の支払を求める賃金条項型の条例を制定している団体は、本市を含め 23 団体を把握しており、大きな広がりは見られない。
- ⑧ 令和 2 年 4 月 1 日から臨時職員等が会計年度任用職員に移行する。  
会計年度任用職員の給与水準については、正規職員と同一労働同一賃金の観点から正規職員の給料表を基本とすることや、期末手当が支給されるなどの処遇面での改善が図られており、条例で定める最低額の設定に当たっては、会計年度任用職員とのバランスを考慮する必要がある。
- ⑨ 公共サービス基本法第 11 条では、「国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努める」と規定されているが、国の動きが見られない。

□表 10 最低賃金と最低額との比較表

〈凡例〉最低賃金▶上段：最低賃金 中段：対前年度上昇額 下段：対前年度上昇率  
最低額▶上段：最低額 中段：最低賃金との間差額 下段：対前年度上昇率

職種 / 年度		29	30	31	2	3	4	5	
最低賃金	千葉県	868	895	923	951	980	1,010	1,041	
		+26円	+27円	+28円	+28円	+29円	+30円	+31円	
		3.09%	3.11%	3.13%	3.0%				
	全国加重平均	848	874	901	929	957	986	1,016	
+25円		+26円	+27円	+28円	+28円	+29円	+30円		
3.04%		3.07%	3.09%	3.0%					
最低額	施設の清掃業務、 除草作業員、 調理員等	891	919	948	978	1,008	※職員の給与が 予測困難なため		
		+23円	+24円	+25円	+27円	+28円			
		—	3.09%	3.11%	3.13%	3.0%			
	介護職員、 生活支援員等	938	938	955	985	※法人の給与が予測困難なため			
		+70円	+43円	+32円	+34円				
		—	0%	1.81%	3.13%				
	事務員、 コンピュータ指導員等	968	998	1,030	(1,043)	※職員の給与が予測困難なため			
		+100円	+103円	+107円	+92円				
		—	3.09%	3.11%	1.22%				
	火葬業務	975	981	990	(1,003)	※職員の給与が予測困難なため			
		+107円	+86円	+67円	+52円				
		—	0.62%	0.92%	1.31%				
	施設の電話交換、 受付及び案内業務、 舞台機器操作業務	1,000	1,000	1,000	1,000	※実際の賃金水準が 予測困難なため			
		+132円	+105円	+77円	+49円				
		—	0%	0%	0%				
	給食配送員、 運転士	1,000	1,031	1,039	(1,051)	※職員の給与が予測困難なため			
		+132円	+136円	+116円	+100円				
		—	3.09%	0.70%	1.08%				
	店長	1,000	1,100	1,100	1,100	※実際の賃金水準が 予測困難なため			
		+132円	+205円	+177円	+149円				
—		10.0%	0%	0%					
栄養士、 保育士	1,059	1,065	1,074	(1,084)	※職員の給与が予測困難なため				
	+191円	+170円	+151円	+133円					
	—	0.57%	0.85%	0.93%					
看護師、 機能訓練指導員	1,113	1,120	1,124	(1,134)	※職員の給与が予測困難なため				
	+245円	+225円	+201円	+183円					
	—	0.63%	0.36%	0.89%					
施設の警備 及び駐車場整理業務	1,140	1,150	1,200	1,240	※建築保全業務労務単価が 予測困難なため				
	+272円	+255円	+277円	+289円					
	—	0.88%	4.35%	3.33%					
学芸員、 生活相談員、 図書館業務従事者	1,167	1,173	1,182	(1,192)	※職員の給与が予測困難なため				
	+299円	+278円	+259円	+241円					
	—	0.51%	0.77%	0.85%					
介護支援専門員	1,339	1,341	1,343	未設定	※職員の給与が予測困難なため				
	+471円	+446円	+420円	円					
	—	0.15%	0.15%	%					
設備の運転管理 及び保守点検業務	1,540	1,570	1,620	1,660	※建築保全業務労務単価が 予測困難なため				
	+672円	+675円	+697円	+709円					
	—	1.95%	3.18%	2.47%					

## 市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

H22からH24まで：公共工事設計労務単価の80%以上

H25以後：同単価の85%以上

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26. 2	H26. 4	H27. 2	H28. 2	H29. 3	H30. 3	H31. 3
1 特殊作業員	1,680	1,650	1,630	2,040	2,232	2,232	2,274	2,359	2,349	2,412	2,519
2 普通作業員	1,330	1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115
3 軽作業員	1,030	1,010	1,030	1,297	1,371	1,371	1,392	1,445	1,435	1,477	1,541
4 造園工	1,560	1,600	1,570	1,987	2,094	2,094	2,136	2,115	2,136	2,210	2,253
5 法面工	1,620	1,650	1,750	2,210	2,391	2,391	2,465	2,550	2,593	2,635	2,699
6 とび工	1,730	1,770	1,870	2,359	2,550	2,550	2,635	2,731	2,784	2,837	2,901
7 石工	1,930	1,890	1,940	2,455	2,582	2,582	2,625	2,593	2,752	2,859	2,912
8 ブロック工	1,940	1,910	1,880	2,285	2,402	2,402	2,465	2,391	2,540	2,635	2,689
9 電工	1,790	1,820	1,830	2,189	2,285	2,285	2,285	2,264	2,306	2,359	2,487
10 鉄筋工	1,800	1,840	1,900	2,391	2,593	2,593	2,678	2,774	2,827	2,880	2,944
11 鉄骨工	1,690	1,650	1,690	2,136	2,317	2,317	2,391	2,476	2,519	2,561	2,625
12 塗装工	1,710	1,710	1,820	2,295	2,487	2,487	2,572	2,667	2,710	2,763	2,827
13 溶接工	1,840	1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986
14 特殊運転手	1,640	1,650	1,680	2,115	2,221	2,221	2,264	2,349	2,338	2,402	2,508
15 一般運転手	1,550	1,520	1,510	1,892	1,987	1,987	2,019	2,094	2,083	2,136	2,232
16 潜かん工	適用外	2,060	2,070	2,540	2,752	2,752	2,827	2,975	3,029	3,082	3,156
17 潜かん世話役		2,450	2,460	3,018	3,252	3,252	3,347	3,517	3,581	3,645	3,730
18 さく岩工	1,710	1,750	1,830	2,306	2,497	2,497	2,593	2,816	2,869	2,922	3,145
19 トンネル特殊工	1,840	1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	3,050	3,124
20 トンネル作業員	1,580	1,540	1,640	2,062	2,232	2,232	2,317	2,412	2,455	2,497	2,550
21 トンネル世話役	2,040	2,050	2,160	2,731	2,954	2,954	3,050	3,177	3,230	3,358	3,432
22 橋りょう特殊工	2,010	1,970	2,020	2,540	2,795	2,795	2,890	2,997	3,050	3,103	3,177
23 橋りょう塗装工	2,130	2,050	2,100	2,646	2,859	2,859	2,965	3,092	3,145	3,199	3,273
24 橋りょう世話役	2,280	2,230	2,290	2,890	3,135	3,135	3,241	3,358	3,422	3,485	3,570
25 土木一般世話役	1,840	1,800	1,860	2,264	2,380	2,380	2,412	2,380	2,412	2,497	2,540
26 高級船員	適用外	2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092
27 普通船員		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264	2,306	2,285	2,317	2,402	2,444
28 潜水士		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176
29 潜水連絡員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965
30 潜水送気員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965
31 山林砂防工		1,980	1,990	2,519	2,657	2,657	2,710	2,678	2,710	2,805	2,859
32 軌道工	2,950	3,020	3,210	4,049	4,389	4,389	4,537	4,697	4,782	4,867	4,984
33 型わく工	1,660	1,660	1,700	2,147	2,327	2,327	2,402	2,487	2,529	2,572	2,635
34 大工	1,910	1,870	1,930	2,434	2,635	2,635	2,710	2,540	2,582	2,625	2,689
35 左官	1,760	1,730	1,780	2,338	2,529	2,529	2,614	2,710	2,752	2,805	2,869
36 配管工	1,820	1,780	1,710	2,051	2,147	2,147	2,179	2,157	2,200	2,253	2,370
37 はつり工	1,620	1,580	1,680	2,200	2,380	2,380	2,391	2,487	2,529	2,572	2,635
38 防水工	1,710	1,750	1,880	2,465	2,678	2,678	2,763	2,869	2,922	2,975	3,039
39 板金工	1,700	1,740	1,820	2,380	2,572	2,572	2,657	2,752	2,805	2,859	2,922
40 タイル工	1,820	1,780	1,830	2,306	2,497	2,497	2,561	2,253	2,295	2,349	2,423
41 サッシ工	1,680	1,650	1,690	2,189	2,370	2,370	2,444	2,529	2,572	2,614	2,678
42 屋根ふき工	1,620	1,610	1,590	1,977	2,115	2,115	2,210	2,317	2,391	2,465	2,550
43 内装工	1,740	1,710	1,750	2,264	2,444	2,444	2,625	2,720	2,763	2,816	2,880
44 ガラス工	1,640	1,630	1,660	2,104	2,285	2,285	2,370	2,465	2,508	2,550	2,614
45 建具工	1,560	1,560	1,870	2,359	2,455	2,455	2,317	2,412	2,455	2,497	2,572
46 ダクト工	1,570	1,600	1,580	1,966	2,147	2,147	2,147	2,125	2,168	2,221	2,338
47 保温工	1,740	1,680	1,650	1,966	2,125	2,125	2,200	2,189	2,232	2,285	2,402
48 建築ブロック工	1,700	1,660	1,690	2,136	2,264	2,264	2,349	2,465	2,370	2,423	2,497
49 設備機械工	1,820	1,770	1,700	2,125	2,232	2,232	2,242	2,221	2,264	2,317	2,444
50 交通誘導員A	910	920	920	1,148	1,297	1,297	1,339	1,392	1,424	1,456	1,562
51 交通誘導員B	850	860	840	1,042	1,137	1,137	1,159	1,212	1,233	1,265	1,360
51 職種平均	1,722	1,777	1,818	2,285	2,455	2,455	2,520	2,579	2,622	2,684	2,763

## 市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

（円/時間）

52	電気通信技術者	適用外	2,650	2,680	2,869	2,869	2,880	2,997	3,071	3,103	3,188	3,326
53	電気通信技術員		1,830	1,840	1,966	1,966	1,977	2,019	2,062	2,083	2,147	2,232
54	製作工（橋梁）		2,240	2,450	2,689	2,752	2,752	2,784	2,805	2,859	2,859	2,880
55	機械工		1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986
56	助手		1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115
57	船団長		2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092
58	潜水世話役		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176
59	船夫		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264					
60	機械設備製作工		2,270	2,260	2,402	2,402	2,402	2,423	2,423	2,465	2,540	2,614
61	機械設備据付工		1,960	1,950	2,104	2,147	2,147	2,147	2,147	2,179	2,232	2,317
	61職種平均		1,828	1,867	2,312	2,469	2,470	2,538	2,594	2,636	2,698	2,777

## 市長が定める賃金の最低額（業務委託契約）

（円/時間）

業種・職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	算出根拠		
設備の運転管理及び保守点検業務	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	H22年度→市労務職（用務員）18歳初任給を勘案 H23年度以降→建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%		
施設の清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	市労務職（用務員）18歳初任給を勘案		
施設の電話交換、受付及び案内業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	実際の賃金水準を勘案		
施設の警備及び駐車場整理業務	適用外	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	H23年度以降→建築保全労務単価・東京地区・警備員Cの80%		
野田市文化会館の舞台の設備又は機器の運転業務	829	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	適用外	適用外	適用外	適用外	H22年度→市労務職（用務員）18歳初任給を勘案 H23年度以降→実際の賃金水準を勘案		
不燃物処理施設運転管理業務	適用外	適用外	事務員補助	830	830	830	850	882	891	919	948	市臨時職員の賃金単価	
			プラント保安要員	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%	
			中央操作員	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%	
			重機オペレータ	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%	
			計量業務員	830	830	830	850	882	891	919	948	市臨時職員の賃金単価	
			プラントホーム作業員	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	建築保全労務単価・東京地区・警備員Cの80%	
			手選別作業員	848	848	860	938	938	938	938	938	955	指定管理者施設において定める生活支援員及び職業指導員の額
			手選別作業員（障がい者等）	756	777	798	817	817	842	868	895	千葉県最低賃金	
			清掃作業員	829	829	829	849	882	891	919	948	市労務職（用務員）18歳初任給を勘案	
			除草作業員	829	829	829	849	882	891	919	948	市労務職（用務員）18歳初任給を勘案	
学校給食関連業務	適用外	適用外	適用外	給食調理員	829	829	849	882	891	919	948	市調理員初任給を勘案	
				給食配膳員	829	829	849	882	891	919	948	市調理員初任給を勘案	
				給食配送員（運搬員）	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	市自動車運転手（19歳）初任給を勘案	
				給食設備管理員	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%	

## 市長が定める賃金の最低額（指定管理協定） ※職種五十音順

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	算出根拠
受付等事務補助員 (事務補助)	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	H22：市労務職初任給を勘案 H23～：市臨時職員（事務補助） 賃金単価
運転士	適用外	適用外	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	市技能職初任給
栄養士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	市栄養士初任給
介護支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	市臨時職員（介護支援専門員） 賃金単価
介護職員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	H26：社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給を勘案 H27～：社会福祉法人野田みどり 会高校卒初任給を勘案
学芸員	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	市一般行政職（上級）初任給
学芸員補助員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	市臨時職員（事務補助）賃金単 価
火葬業務	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	H22～25：市労務職初任給 H26～：市労務職初任給に近隣の 斎場で支給されている特動手当 を加算した額
看護師	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	H22：市労務職初任給 H23～：市看護師初任給
看護師（准看護師を含 む）	適用外	適用外	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	市看護師初任給
機能訓練指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	市看護師初任給
コミュニティ会館業務 従事者	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	市臨時職員（事務補助）賃金単 価
コンピュータ指導員	適用外	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	市一般行政職（初級）初任給
施設の維持管理事務員 (事務員)	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	H22：市労務職初任給 H23～：市一般行政職（初級）初 任給
支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	H26：社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給 H27～：社会福祉法人野田みどり 会高校卒初任給
自転車等駐車場管理業 務	適用外	適用外	適用外	適用外	829	849	882	891	919	948	市労務職初任給
児童指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	市一般行政職（中級）初任給
職業指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	H26：社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給 H27～：社会福祉法人野田みどり 会高校卒初任給
資料整理員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	市臨時職員（事務補助）賃金単 価
水泳場管理業務	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	H22：市労務職初任給 H23～：市一般行政職（初級）初 任給
水泳場救助員・監視員	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	H22：市労務職初任給 H23～：市臨時職員（事務補助） 賃金単価
生活支援員	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	955	H24～25、H27～：社会福祉法人 野田みどり会高校卒初任給 H26：社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給
生活支援員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	895	919	948	市臨時職員（生活作業員補助） 賃金単価
生活相談員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	市一般行政職（上級）初任給
清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	市労務職初任給
設備の運転管理及び保 守点検業務	適用外	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	建築保全業務労務単価・東京地 区・保全技術員補の80%
相談支援専門員						1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	市一般行政職（中級）初任給
駐車場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	市労務職初任給
駐輪場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	市労務職初任給
調理員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	市労務職初任給
店長	適用外	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	実際の賃金水準
図書館業務従事者	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	市一般行政職（上級）初任給
トレーニング室トレー ナー	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	H22：市労務職初任給 H23～：市一般行政職（初級）初 任給
販売員	適用外	適用外	850	850	850	850	850	850	919	948	実際の賃金水準
舞台機器操作業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	実際の賃金水準
保育士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	市保育士初任給
訪問支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	市一般行政職（中級）初任給
保健師	適用外	適用外	適用外	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	市保健師初任給
夜間管理業務	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	市労務職初任給
用務員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	市労務職初任給

## 令和元年度 立入調査実施報告

1 調査日 令和元年10月11日、15日、16日

### 2 調査内容

工事については、土木一式1件、建築一式1件の計2件、業務委託、指定管理については、5件ずつ抽出した。また、聞き取りする適用労働者は、1か所当たり3人を目安とした。

最低額と支払賃金を比較していない労働者には、当該契約の最低額が記載してあるチラシを配布し、最低額を確認する。また、月給制や日給制の労働者に対し、賃金の時給単価を算出できる書類を配布し、最低額以上の支払となっているかを確認することとした。

### 3 適用労働者への聞き取り事項

- (1) 最低額が記載された周知事項の掲示場所を知っているか、もしくは配布されているか。
- (2) 自分の職種の最低額を認識しているか。
- (3) 自分の職種の最低額以上の賃金が支払われているか。

### 4 調査結果

#### (1) 件数・人数

契約の種類	件数	人数
工事	2件	6人
業務委託	5件	16人
指定管理	5件	15人
計	12件	37人

#### (2) 聞き取りの結果

聞き取りに対する回答	1 掲示位置・配布	2 自分の最低額の認識	3 最低額以上の賃金受領
はい	36人(97%)	32人(86.5%)	36人(97%)
いいえ	1人(3%) ※1	5人(13.5%) ※2	0人(0%)
分からない	0人(0%)	0人(0%)	1人(3%) ※3

※1 周知事項の掲示位置を知っているか、もしくは配布されたかに対し「いいえ」と答えた1人は契約期間途中での新規雇用者であり、周知書類の配布が遅れていた。調査後、速やかに周知を徹底するよう事業者に指導を行った。

※2 自分の最低額の認識に対し「いいえ」と回答した5人については、最低額を記載したチラシと賃金の時給単価を算出できる書類を配布し、最低額を確認した。

※3 最低額以上の賃金が支給されているかについて「分からない」と回答した1人については、最低額を記載したチラシと賃金の時給単価を算出できる書類を配布し、説明した。